

「預金取引規定」の一部改訂のお知らせ

平素は、近畿産業信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、定期預金 中間利払利率 及び 中途解約利率 の算出方法一部変更により、「預金取引規定」を一部改訂いたしますので、お知らせいたします。

なお、各規定の改訂事項は、期日指定定期預金・自動継続期日指定定期預金・自由金利型定期預金（M型）・自動継続自由金利型定期預金（M型）に対して下記①・②の適用となります。

- ① 中途解約利率が解約日の普通預金の利率を下回る時は、普通預金の利率によって計算します。
(平成 29 年 6 月 1 日以降解約口座より適用)
 - ② 中間利払利率、中途解約利率の少数点第 3 位以下の切り捨てから、小数点第 4 位以下の切り捨てに変更します。
(平成 29 年 6 月 1 日以降預入口座より適用)
- 何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

■適用日 平成 29 年 6 月 1 日（木）以降

■改定内容

改訂前	改訂後
1 1. 期日指定定期預金規定 (P. 26)	
第 2 条(利息) (3) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第 3 位以下は切捨てます。)によって 1 年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。	第 2 条(利息) (3) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第 4 位以下は切捨てます。)によって 1 年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 <u>ただし、利率が解約日における普通預金の利率を下回る時は、普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</u>
1 2. 自動継続期日指定定期預金規定 (P. 28)	
第 2 条(利息) (5) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第 3 位以下は切捨てます。)によって 1 年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。	第 2 条(利息) (5) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第 4 位以下は切捨てます。)によって 1 年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 <u>ただし、利率が解約日における普通預金の利率を下回る時は、普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</u>
1 3. 自由金利型定期預金 (M型) 規定 (P. 32)	
第 2 条(利息) (3) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第 3 位以下は切捨てます。)によって計算(複利型とした場合は、6ヶ月複利の方法によります。)し、この預金とともに支払います。	第 2 条(利息) (3) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第 4 位以下は切捨てます。)によって計算(複利型とした場合は、6ヶ月複利の方法によります。)し、この預金とともに支払います。 <u>ただし、利率が解約日における、普通預金の利率を下回る時は、普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</u>
1 4. 自動継続自由金利型定期預金 (M型) 規定 (P. 35、37)	
第 2 条 (利息) (1) ①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書または通帳記載の中間利払利率(継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、 <u>小数点第3位以下は切捨てます。</u>)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」という。)を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、自由金利型2年定期預金(M型)に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。 (4) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日(継続したときは最後の継続日。以下同じ。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算(複利型とした場合は、6ヶ月複利の方法によります。)し、この預金とともに支払います。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)との差額を清算します。	第 2 条 (利息) (1) ①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書または通帳記載の中間利払利率(継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、 <u>小数点第4位以下は切捨てます。</u>)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」という。)を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、自由金利型2年定期預金(M型)に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。 (4) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日(継続したときは最後の継続日。以下同じ。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算(複利型とした場合は、6ヶ月複利の方法によります。)し、この預金とともに支払います。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)との差額を清算します。 <u>又、利率が解約日における、普通預金の利率を下回る時は、普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</u>